

2023年2月24日

## 2022年度神奈川県細胞検査士会 臨時役員会議事録

日時：2023年2月17日（金）19:00～19:30

会場：ZoomによるWeb開催

出席者21名：今井宏樹、加戸伸明、草苺宏有、阿部直也、石井輝子、牛島友則、生澤 竜、川井麻衣子、小山田裕行、加藤舞子、酒井麻衣、佐藤弘康、福村大祐、森 裕二、湯澤和彦、島田直樹、高瀬章子、関谷元幹、那須隆二、伊藤 仁、仲村 武

欠席者（委任状有）11名：坂口忍、濱村尚也、林 衛、松倉圭太、森下明博、猪俣美和、金井由美子、郷田敦史、須藤容子、西尾由紀子、三田和博

欠席者 2名：宮崎小百合、磯崎 勝

順不同 敬称略

議 事：

### 1. 学術委員会報告（資料1-1～-3、資料2）

- 第27回神奈川県細胞検査士会学術研修会について、既にHPに掲載されており、メルマガも配信済みであることが確認された。（今井会長、川井幹事）
- 令和3年度神奈川県細胞検査士会学術活動報告が確認された。（今井会長、川井幹事）

### 2. 人格なき社団の要件について（資料3、資料4）

#### ① 会員規定について

- 規約：第5条 この会は、神奈川県臨床細胞学会に所属する細胞検査士を会員とする。
  - ゆうちょ銀行の調査において会員名簿の提示のみが求められていることから、本項について変更しないことが確認された。（今井会長、関谷幹事）

#### ② 会員名簿について

- 検査士会では会員名簿を作成していない
  - 団体として名簿を保有することは必須ではないことか

ら、本会では名簿を保有せず必要に応じて神奈川県細胞検査士会より取得することが提案され、承認された。  
(今井会長、関谷幹事)

- 神奈川県臨床細胞学会 宮城会長に名簿の提供が可能かどうか打診する。(今井会長)

③ 総会の議決について

- 規約：第 21 条 この規約の変更は役員会の決定によって行われ、総会の承認を得なければならない。

- 「総会の出席者の過半数の承認を得なければならない。」に変更することが提案され、承認された。(今井会長)  
該当箇所は、規約 第 5 章 総会 第 15 条。

3. 規約への設立日の記載について (資料 5、資料 6)

- 設立日の規定が確認され、規約の変更が承認された。(今井会長)  
該当箇所は、規約 第 2 章 目的と事業 第 3 条。

以上

文責：庶務 阿部直也

## 第 27 回神奈川県細胞検査士会学術研修会

日時：令和 5 年 3 月 11 日(土) 13:30～16:15

開催方法：WEB 開催（Zoom を利用したオンライン）

会場：神奈川県立がんセンター 管理研究棟 5 階 講堂

主催：神奈川県細胞検査士会

神奈川県細胞検査士会

会長 今井 宏樹

### プログラム

13:00～ 受付開始

13:30～14:00 総会

会長：神奈川県細胞検査士会会長

今井 宏樹

14:00～15:00 講演 1 教育講演

座長：京浜予防医学研究所 検査部

森 裕二

「尿細胞診に対する臨床医の本音」

演者：船橋中央病院 泌尿器科

関田 信之 先生

15:00～15:10 休憩

15:10～16:10 講演 2 教育講演

座長：関東労災病院 病理診断科

林 衛

「泌尿器領域における細胞診の役割」

演者：順天堂大学医学部 人体病理病態学

青木 裕志 先生

16:10～ 閉会の辞

神奈川県細胞検査士会副会長

草苺 宏有

細胞検査士クレジット：申請中

➤ クレジット付与条件：入退室の時間が自動的に記録されます。

講演時間の半分にあたる 60 分に満たない参加者については  
クレジットを付与できませんのでご注意ください。

クレジットの付与につきましては準備が整い次第、ご登録の  
メールアドレスへ PDF ファイルにてお送り致します。

- 受付方式…事前申込制
- 参加申込締切…3月4日（土）まで
- Zoom 登録 URL: [https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN\\_rl\\_irl--SJO56gREglXLw](https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN_rl_irl--SJO56gREglXLw)  
《QR コード》



- 参加費入金締切…3月6日（月）まで
  - ※振り込みの際、氏名の前に CT（JSC）番号を入力してください。  
例）・細胞検査士をお持ちの方：01234 サイボウ ハナコ  
・細胞検査士をお持ちでない方：00000 サイボウ タロウ
  - ※CT（JSC）番号をお持ちでない方（申請中の方，学生の方を含む）は，氏名のみでの入力では構いません。
- 口座情報…銀行：ゆうちょ銀行
  - 支店：〇二八支店（ゼロニハチ支店）
  - 種類：普通
  - 口座番号：9040503
  - 名義：神奈川県細胞検査士会（カナガワケンサイボウケンサンカイ）
- 学術研修会参加費…1,000 円
  - ※学生無料
  - ※入金後の返金は原則行いませんので，予めご了承ください。  
当日，Zoom 画面に入れず受講できなかったなどの技術的トラブル発生を想定し，以下の緊急連絡先を設けております。  
《緊急連絡先》 [kinkyu.renraku.ct@gmail.com](mailto:kinkyu.renraku.ct@gmail.com)

## 第 27 回神奈川県細胞検査士会学術研修会予算案

令和 5 年 1 月 22 日 (日)

## 学術研修会

## 収入の部

参加費	¥1,000 × 110 名	¥110,000
		計 ¥110,000

## 支出の部

講演講師謝礼 (医師・検査士一律 3 万円)	2 名分	¥60,000
講師交通費 (県内 2000 円, 隣県 5000 円, それ以外全額) および宿泊費		
関田信之先生 (交通費)		¥5,000
青木裕志先生 (交通費)		¥5,000
WEB 配信機材運搬費		¥10,000
Zoom ウェビナー契約料	2 ヶ月分	¥27,940
諸経費 (会議室利用料)		¥2,200
	計	¥110,140

## 収支差：赤字決済の為、繰越金より支出

収入	¥110,000	－	支出	¥110,140	－	¥140
					計	－ ¥140

学術代表幹事  
生澤 竜  
川井 麻衣子

## 第 27 回神奈川県細胞検査士会学術研修会役割分担および準備

日時：令和 5 年 3 月 11 日(土) 13:00～16:15

会場：神奈川県立がんセンター 管理研究棟 5 階 講堂

集合時間：WEB 配信設営担当者・・・12:00

その他担当者・・・13:00

### 1. 役割分担

#### 《研修会開催前》

- ・ Zoom 契約 : 島田広報代表幹事
- ・ 開催案内 (HP, メルマガ) : 広報
- ・ クレジット申請 : 川井
- ・ 参加者名簿 : 川井
- ・ 手指消毒備品 : 川井

#### 《研修会当日》

- ・ 司会進行 : 学術代表幹事
- ・ 座長 : 学術 (森・林)
- ・ 会場設営, 照明, マイク等 : 学術 (小山田・酒井・坂口)
- ・ WEB 配信設営 : 広報 (郷田)  
学術 (佐藤・林・濱村・松倉・森)
- ・ 体温計 : 学術 (酒井)
- ・ 参加受付 : 学術 (加藤・森下)

#### 《研修会終了後》

- ・ 講演講師謝礼 (振込) : 関谷会計代表幹事
- ・ クレジット送付 : 事務局
- ・ 領収書 : 事務局
- ・ 参加者名簿提出 : 川井

### 2. 会場設営・準備

- 受付 (長机×2, イス×6) : 学術・庶務
- 会場 (PC×2, 延長コード×2) : がんセンター・学術
- レーザーポインタ, マイク : がんセンター・学術
- 演者飲み物×2 : 学術
- 印鑑, 事務用品, 領収書等 : 庶務
- 講演講師謝礼, 参加費の管理 : 会計

### 3. 懇親会：開催なし

## 令和3年度 神奈川県細胞検査士会 学術活動報告

令和5年1月22日（日）

### 1. 第26回神奈川県細胞検査士会学術研修会

- 日時：令和4年3月12日（土）10:00～12:40
- 会場：WEB開催（Zoomを利用したオンライン研修会）
- 参加人数：171名

総会

議長：神奈川県細胞検査士会会長

仲村 武

講演 1 教育講演

「腺系異型細胞判定の筋道」

演者：湘南藤沢徳洲会病院 病理診断科

川本 雅司 先生

講演 2 教育講演

「良悪性間違えやすい乳腺病変」

演者：横浜南共済病院 病理診断科

仲村 武 先生

### 2. 〈学術企画〉Webになっても日本臨床細胞学会雑誌を読もう!!

日本臨床細胞学会雑誌の論文紹介文をホームページに掲載：計8回

（第59巻第6号，第60巻第1号～第6号，第61巻第1号）

学術代表幹事

生澤 竜

川井 麻衣子

ゆうちょ銀行からの調査回答書類に記載されている人格なき団体の要件

青字は問題なし、赤字は問題あり

※ひとつでも満たされないと、人格なき団体として認められない

1. 団体としての組織を備えていること  
例:役員選任の規定や慣行がある(会長1名、副会長〇名・・・など、任期の規定など)  
⇒規約第7条により規定
2. 多数決の原則が行われていること(総会の決議が多数決により行われていること)  
⇒幹事会の多数決については規約第12条、施行細則第5条に規定  
⇒今回の調査では、『役員会での議決内容を、総会にて多数決にて承認されている』と記載し書類を提出  
⇒施行細則第1条に、幹事以外の正会員も『この会の運営に参加する』権利(議決権のことか?)があると読み取れる規定がある
3. 構成員の変更にかかわらず団体が存続すること  
例:構成員の加入脱退によらず団体が存続する。  
例:団体活動継続中に構成員が加入・脱退する予定がある  
⇒今回の調査では、『規約第5条【この会は、神奈川県臨床細胞学会に所属する細胞検査士を会員とする。】とあるため、加入脱退によらず団体が存続する』と記載して書類を提出
4. 代表の選任方法が定められていること  
例:代表の選任方法や職務が定められている  
⇒規約第9-11条、施行細則第3条に規定
5. 総会を実施していること
6. 総会の運営方法(時期など)について定められていること  
⇒規約第15条に規定
7. 収支報告を実施していること
8. 財産の管理方法について定められていること  
⇒規約第18-20条に規定  
⇒施行細則第11条に規定
9. 共有持分権、分割請求権の定めがないこと(構成員が脱退する際に、自分の持分を団体の財産から受け取る規定がないこと)  
⇒規定なし

**要件を満たすことを証明するための必要提出書類**(提出できない場合は理由を別途提出)

1. 規約の写し(設立年月日が明記されているもの)  
⇒今回は設立年月日を手書きで追記して提出  
⇒幹事会にて承認されたため、規約へ設立年月日を追記する予定
2. 直近の総会議事録(総会を実施している証明として)  
⇒今回は提出できず、幹事会議事録を提出し『総会にて多数決にて承認された』と追記して提出  
⇒幹事会にて承認されたため、今後は総会議事録を作成予定
3. 直近の収支報告書  
⇒問題なし
4. 団体の活動実績がわかる資料  
例:総会の資料や、HP などによる構成員への活動報告の資料  
⇒今回は今井会長からいただいた総会パワーポイントの写しを提出  
⇒今後は幹事会議事録および総会議事録に活動報告を入れてもらう予定
5. 団体の構成員・会員がわかる名簿  
⇒提出できず、『規約第 5 条【この会は、神奈川県臨床細胞学会に所属する細胞検査士を会員とする。】とあり、名簿、構成員は神奈川県臨床細胞学会が管理している』と記載して提出した。

**課題**

今回の調査において『要件3』、および『必要書類5』について、回答・提出するにあたり、

**『要件3』**

『規約第5条【この会は、神奈川県臨床細胞学会に所属する細胞検査士を会員とする。】とあるため、加入脱退によらず団体が存続する』

**『必要書類5』**

『規約第5条【この会は、神奈川県臨床細胞学会に所属する細胞検査士を会員とする。】とあり、名簿、構成員は神奈川県臨床細胞学会が管理している』

としているが、実際には神奈川県臨床細胞学会と名簿は共有されおらず、矛盾が生じる。

(今回の調査書に会員数記載欄があったが、会長から神奈川県臨床細胞学会事務局へ問い合わせてもらい人数を記載した)

また、名簿を当会にて把握していないことで

- ・総会の範囲、総会における議決権を誰が有しているかが不明になる。規約第15条、第21条、施行細則第7条、第10条、第11条に総会についての記載があるが、議決権を誰が有しているかが不明であることで、多数決の原理が行われているという点で、矛盾が生じる。

- ・施行細則第1条の正会員、準会員、賛助会員の規定が、名簿を管理していない以上意味をなさない。

**案1**

加戸副会長の規約変更案の通り、

規約第5条を「会員は神奈川県内に勤務または在住する本会の趣旨に賛同する細胞検査士・臨床検査技師で構成される」とし、

新たに「本会の趣旨に賛同する細胞検査士・臨床検査技師」の名簿を当会で管理する。

⇒現在会員とされている細胞検査士にも、新たに加入を募る必要があるか

⇒最初は、現在の幹事や、会の趣旨に賛同する主要大規模施設の細胞検査士に絞って加入を募り、名簿の管理を始めるのが楽か

**案2**

規約第5条を「この会は、神奈川県臨床細胞学会に所属する細胞検査士を会員とする。」のまま変更せず、神奈川県臨床細胞学会の承認を経て、関係団体として細胞検査士の名簿を共有する。

⇒個人情報であり、困難な可能性

- 各都道府県の会員要件
  - 都道府県臨床細胞学会に所属する検査士（・臨床検査技師）
  - 都道府県に在住する本会の趣旨（目的及び事業）に賛同する検査士（・臨床検査技師）
  - 都道府県に勤務もしくは在住する本会に参加を希望する検査士（・臨床検査技師）
  - 
  - 都道府県に勤務もしくは在住する本会の趣旨（目的及び事業）に賛同する検査士（・臨床検査技師）
  - 都道府県に勤務もしくは在住する検査士（・臨床検査技師）
  - 先頭に『原則として』が付く都道府県も
  
- 会員の規定について
  - 検査士を正会員とする。
  - 規約に臨床検査技師を『会の趣旨（目的及び事業）に賛同するものは会員とする』で、準会員とできるか
  - 当会の趣旨（目的及び事業）に賛同する団体を賛助会員とできるか
  
- 神奈川県臨床細胞学会の検査士居住・勤務地  
神奈川県臨床細胞学会の検査士会員は県外在住かつ県外勤務が存在する。
  
- 神奈川県臨床細胞学会の検査士入退会状況  
過去3年間の検査士動向は、入会10名前後、退会5名前後

設立日の記載について

『現行』

## 第2章 目的と事業

第3条 この会の目的は、神奈川県における細胞検査士の知識の向上と臨床細胞学の進歩と普及を図ることにある。

『改定案』

## 第2章 目的と事業

第3条 この会の目的は、神奈川県における細胞検査士の知識の向上と臨床細胞学の進歩と普及を図ることにあり、平成8年9月1日に設立する。

## 附 則

この会則は平成8年9月1日より施行する。

平成16年3月13日一部改正

平成18年3月25日一部改正

平成20年3月22日一部改正

平成24年3月3日一部改正

平成25年4月1日一部改正

平成26年3月8日一部改正

令和4年3月12日会則を規約に改正、他一部改正

令和5年3月11日一部改正

## 市民公益活動団体（任意団体）の会則について

任意団体の会則や規約は、特にこれ、という形式はありません。法人の場合は「定款」として法律上記載しなければならない内容が規定されていますが、任意団体の場合は、その団体の活動内容に合わせて自由につくればよいでしょう。形式的な団体の規則を定めるものとしてだけでなく、自分たちの団体の活動内容を明文化することによって、会員の団体に対する意識の共有化を図るなどの目的として考えれば、また違ったものに見えるのではないのでしょうか？

ただし、一般的に会則や規約は皆さんの団体がどんな団体であるかを公に示すものでもあります。柏市民公益活動促進条例上の特定契約登録や、センター利用登録をする際にも必要になります。

そのため最低限記載しておくべき内容がいくつかあります。

会則は何もない状態から作ろうとすると大変な作業ですが、下例を参考にして、団体の特徴を活かした個性的な会則をつくってみてください。

### 〇〇〇会 会則

（名称）← **必須事項！**

第1条 本会は、〇〇〇会と称する。

（事務所）← **必須事項！「会長宅とする」「柏市内に置く」等でもかまいません。**

第2条 本会の事務所は、柏市〇〇に置く。

（目的）← **必須事項！設立年月日も記載しておくといよいでしょう。**

第3条 本会は、〇〇〇に関する活動（事業）を行うことにより、〇〇〇することを目的とし、〇年〇月〇日設立する。

（活動・事業の種類）← **必須事項！**

第4条 本会は、前条の目的を達成するために〇〇〇活動を行い次の事業を実施する。

- (1) 〇〇〇
- (2) 〇〇〇
- (3) . . .

（会員）

第5条 本会の会員は、次の〇種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。
- (3) 〇〇会員は、. . .

（入会）← **必須事項！**

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、〇〇の承認を得るものとする。

（会費）← **金額については「総会において別に定める」等の記載でもかまいません。**

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 〇〇〇円
- (2) 賛助会員 〇〇〇円

（退会）← **必須事項！「任意」に退会できることが必要です。**

第8条 会員は、退会届を〇〇に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会費を〇年以上納入しないとき。

（役員）← **必須事項！役員名称はこの例に限りません。**

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 監査役 ← **監査役は会員から選び、役員の兼任はできません。**

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

→ 裏面に続く

## (職務)

- 第10条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。  
 2 副会長は、会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。  
 3 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

## (解任)

- 第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、〇〇の議決により、これを解任することができる。  
 (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

## (資産) ← 必須事項！

- 第12条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。  
 (1) 財産目録に記載された財産  
 (2) 入会金及び会費  
 (3) 寄附金品  
 (4) 財産から生じる収入  
 (5) 事業に伴う収入  
 (6) その他の収入

## (総会) ← 必須事項！総会で議決すべき規定も定めておくといいでしょう。

- 第13条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に〇回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。  
 2 総会は、以下の事項について議決する。  
 (1) 会則の変更  
 (2) 解散  
 (3) 事業の変更  
 (4) 事業報告及び収支決算  
 (5) 役員を選任又は解任  
 (6) その他会の運営に関する重要事項  
 3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

## (議事録)

- 第14条 総会の議事については、議事録を作成する。

## (役員会)

- 第15条 役員会は役員を持って構成する。ただし、監査役を除く。  
 2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

## (事業報告書及び決算)

- 第16条 会長は、毎事業年度終了後〇か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

## (事業年度) ← 必須事項！

- 第17条 本会の事業年度は、〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日までとする。

## (事務局)

- 第18条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

## (解散) ← 必須事項！

- 第19条 この団体は、次に掲げる事由によって解散する。  
 (1) 総会の決議  
 (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能  
 (3) 正会員の欠亡  
 (4) 合併  
 2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

## (委任)

- 第20条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## (変更) ← 必須事項！

- 第21条 この会則は、総会において、出席者の〇分の〇以上の承認がなければ変更できない。

## 附則

- 1 この会則は、〇年〇月〇日から施行する。